

建設工事^{*}における現場代理人（現場責任者）、主任技術者（監理技術者）配置表

令和5年1月改訂

^{*}建設工事：この表の建設工事とは、建築一式工事を除く建設工事

【建設業法第19条の2、建設業法第26条、小牧市工事請負契約約款第11条、愛知県標準仕様書、愛知県現場必携、監理技術者制度運用マニュアル】

対象工事	配置人	配置人条件	提出書類	備考
請負代金額4,000万円未満の建設工事	現場代理人	・請負者との直接的雇用関係があること 「当初請負代金額500万円未満の建設工事及び建設工事に該当しない工事」については、工事現場における常駐を要しないことができる。 その場合、現場代理人に代わり現場責任者を定める。	・現場代理人通知書 (他現場の現場代理人と兼務する場合) ・現場代理人の兼務届	<ul style="list-style-type: none"> ○現場常駐（常駐緩和 平成23年11月14日・国土建第161号） ○以下(1)～(3)のいずれかに該当する場合は兼務可 <ul style="list-style-type: none"> (1)常駐を要しない期間 <ul style="list-style-type: none"> ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間 ④橋梁、ポンプ、発電機等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間 ∴いのちの場合も、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要 (2)密接な関連のある工事 <ul style="list-style-type: none"> ・密接な関連のある工事を同一の場所又は近接した場所（工区が重複又は隣接している場合に限る）において施工する場合 ・工事の対象となる工作物に一体性が認められる場合（随意契約により締結される場合に限る） (3)市が発注する工事で次のいずれかに該当する工事（同時に1件に限り兼務可） <ul style="list-style-type: none"> ①現場責任者を配置する工事 ②二つ以上の工事の請負代金額の合計が4,000万円未満で、原則、同時に現場作業を行わない場合 ③二つ以上の工事の請負代金額がいずれも4,000万円未満の小牧市発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合 ∴契約変更により一方の工事が請負代金額4,000万円以上となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置する ∴現場代理人は、監督員と共に携帯電話等で連絡がとれるものとする ∴②、③により工事を兼務する場合は、原則、同時に現場作業を行わないこととし、作業中の現場に常駐するものとする ○営業所の専任技術者等との兼任 <ul style="list-style-type: none"> ・小牧市内本店、支店業者は、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者との兼任は可
	現場責任者	・請負者との直接的雇用関係があること	・現場責任者通知書 (様式は現場代理人通知書を使用) (他現場の現場代理人と兼務する場合) ・現場代理人の兼務届	<ul style="list-style-type: none"> ○現場常駐不要 ○同時に1件に限り、他工事の現場代理人との兼任可 ○営業所の専任技術者等との兼任 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ・営業所の専任技術者との兼任は可
	主任技術者	・請負者との直接的かつ恒常的雇用 [*] 関係があること ＊正社員で原則3ヶ月以上の雇用 ・建設業法で定められた資格又は施工実務の経験	・主任技術者通知書 (他現場の専任の主任技術者と兼務する場合) ・主任技術者の兼務届 ただし、非専任同士の兼務は届出不要	<ul style="list-style-type: none"> ○「現場責任者を定めた建設工事に該当しない工事」の場合は配置不要 ○非専任（兼務可） <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの工事も請負代金額が4,000万円未満である場合は兼務可。 ・専任の主任技術者が兼務できる場合は、下記「請負代金額4,000万円以上の建設工事主任技術者」欄の備考 兼務の条件に同じ ○営業所の専任技術者等との兼任 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ・その営業所において請負契約が締結された建設工事であって、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に現場と営業所が近接し、常時連絡がとれる体制であれば営業所の専任技術者との兼任は可
請負代金額4,000万円以上の建設工事	現場代理人	(上段 現場代理人 欄に同じ)	(上段 現場代理人 欄に同じ)	(上段 現場代理人 欄に同じ)
	主任技術者	(上段 主任技術者 欄に同じ)	(上段 主任技術者 欄に同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ○専任 ○以下(1)又は(2)のいずれかに該当する場合において兼任可 <ul style="list-style-type: none"> (1)専任を要しない期間 <ul style="list-style-type: none"> ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間 ④橋梁、ポンプ、発電機等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間 ∴いのちの場合も、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要 (2)密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合【建設業法施行令第27条第2項】 <ul style="list-style-type: none"> ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 ②施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事 <ul style="list-style-type: none"> (2)①の例：同種・類似工事 (2)②の例：工事間で土砂等を流用する工事、工事用道路を共用する工事、現道規制の調整を要する工事、2つの現場の資材を一括で調達し相互に工程調整を要する工事など ∴同一の主任技術者が管理することのできる工事の数は原則2件までとする ∴「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする ○営業所の専任技術者等との兼任 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ・営業所の専任技術者との兼任は不可
	監理技術者	・請負者との直接的かつ恒常的雇用 [*] 関係があること ＊正社員で原則3ヶ月以上の雇用 ・建設業法で定められた資格又は施工実務の経験 ・監理技術者資格証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講している者	・監理技術者通知書 (特例監理技術者を配置する場合) ・監理技術者の兼務届	<ul style="list-style-type: none"> ○専任（ただし、上段(1)の期間については、同じく専任を要しない） ○営業所の専任技術者等との兼任 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ・営業所の専任技術者との兼任は不可 ○特例監理技術者（現場に監理技術者補佐を専任で置く場合）として監理技術者を配置する場合は2現場まで兼務可 <ul style="list-style-type: none"> ・兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする ・特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を取ること ・監理技術者補佐の資格要件は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・一般の技術検定の第一次検定に合格した者（令和3年4月1日から施行） ・建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）

◎同一工事において、主任技術者（又は監理技術者）と現場代理人の兼任は可能

建築一式工事※における現場代理人（現場責任者）、主任技術者（監理技術者）配置表

令和5年1月改訂

※建築一式工事：この表の建築一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

【建設業法第19条の2、建設業法第26条、小牧市工事請負契約約款第11条、監理技術者制度運用マニュアル】

対象工事	配置人	配置人条件	提出書類	備考
請負代金額8,000万円未満の建築一式工事	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者との直接的雇用関係があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人通知書 <p>（他現場の現場代理人と兼務する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人の兼務届 	<p>○現場常駐（常駐緩和 平成23年11月14日・国土建第161号）</p> <p>○以下(1)～(3)のいずれかに該当する場合は兼務可</p> <p>(1)常駐を要しない期間 ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間 ④橋梁、ポンプ、発電機等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間 ∴いずれの場合も、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要</p> <p>(2)密接な関連のある工事 ①密接な関連のある工事を同一の場所又は近接した場所（工区が重複又は隣接している場合に限る）において施工する場合 ②工事の対象となる工作物に一体性が認められる場合（随意契約により締結される場合に限る）</p> <p>(3)市が発注する工事で次のいずれかに該当する工事（同時に1件に限り兼務可） ①現場責任者を配置する工事 ②二つ以上の工事の請負代金額の合計が4,000万円未満で、原則、同時に現場作業を行わない場合 ③二つ以上の工事の請負代金額がいずれも4,000万円未満の小牧市発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合 ∴契約変更により一方の工事が請負代金額8,000万円以上となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置する ∴現場代理人は、監督員と共に携帯電話等で連絡がとれるものとする ∴②、③により工事を兼務する場合は、原則、同時に現場作業を行わないこととし、作業中の現場に常駐するものとする</p> <p>○営業所の専任技術者等との兼任 小牧市内本店、支店業者は、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者との兼任は可</p>
	主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者との直接的かつ恒常的雇用*関係があること *正社員で原則3ヶ月以上の雇用 ・建設業法で定められた資格又は施工実務の経験 <p>「下請負金額が7,000万円以上になる場合」については、監理技術者を置かなければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者通知書 <p>（他現場の専任の主任技術者と兼務する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の兼務届 <p>ただし、非専任同士の兼務は届出不要</p>	<p>○非専任（兼務可） ①いずれの工事も請負代金額が8,000万円未満である場合は兼務可 ②専任の主任技術者が兼務できる場合は、下記「請負代金額8,000万円以上の建設工事主任技術者」欄の備考 兼務の条件に同じ</p> <p>○営業所の専任技術者等との兼任 ①建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ②その営業所において請負契約が締結された建設工事であって、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に現場と営業所が近接し、常時連絡がとれる体制であれば営業所の専任技術者との兼任は可</p>
	監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者との直接的かつ恒常的雇用*関係があること *正社員で原則3ヶ月以上の雇用 ・建設業法で定められた資格又は施工実務の経験 ・監理技術者資格証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講している者 	・監理技術者通知書	<p>○非専任（兼務可） ①契約変更により請負代金額が8,000万円以上になる場合は専任となる</p> <p>○営業所の専任技術者等との兼任 ①建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ②営業所の専任技術者との兼任は可</p>
請負代金額8,000万円以上の建築一式工事	現場代理人	(上段 現場代理人 欄に同じ)	(上段 現場代理人 欄に同じ)	(上段 現場代理人 欄に同じ)
	主任技術者	(上段 主任技術者 欄に同じ)	(上段 主任技術者 欄に同じ)	<p>○専任</p> <p>○以下(1)又は(2)のいずれかに該当する場合において兼務可</p> <p>(1)専任を要しない期間 ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間 ④橋梁、ポンプ、発電機等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間 ∴いずれの場合も、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要</p> <p>(2)密接に関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合【建設業法施行令第27条第2項】 ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 ②施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事 (2)①の例：同種・類似工事（共通仮設費の工種区分が同様のもの） (2)②の例：工事間で土砂等を流用する工事、工事用道路を共用する工事、現道規制の調整を要する工事、2つの現場の資材を一括で調達し相互に工程調整を要する工事など ∴同一の主任技術者が管理することのできる工事の数は原則2件までとする ∴「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする</p> <p>○営業所の専任技術者等との兼任 ①建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ②営業所の専任技術者との兼任は不可</p>
	監理技術者	(上段 監理技術者 欄に同じ)	(上段 監理技術者 欄に同じ)	<p>○専任（ただし、上段(1)の期間については、同じく専任を要しない）</p> <p>○営業所の専任技術者等との兼任 ①建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経営業務管理責任者の業務に支障がなければ、経営業務の管理責任者との兼任は可 ②営業所の専任技術者との兼任は不可</p> <p>○特例監理技術者（現場に監理技術者補佐を専任で置く場合）として監理技術者を配置する場合は2現場まで兼務可 ∴兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする ∴特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を取ること ∴監理技術者補佐の資格要件は下記のとおり ①一級の技術検定の第一次検定に合格した者（令和3年4月1日から施行） ②建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）</p>

◎ 同一工事において、主任技術者（又は監理技術者）と現場代理人の兼任は可能